

最先端ディープテック集積地派遣プログラム 業務委託にかかる公募要領

1. 業務の名称

最先端ディープテック集積地派遣プログラム

2. 業務の目的

世界的なイノベーション創出の中心地であり、AI、メドテック、バイオ、ヘルステック、宇宙・航空技術、量子コンピューティング等の最先端ディープテック分野が集積するシリコンバレーにおいて、これら分野での活躍やエンジニア・起業を志す学生を派遣する。現地の大手テック企業、大学、研究機関等での研修やエンジニア・起業家との交流機会を提供することで、最先端技術への理解を深めるとともに、グローバルに活躍する高度人材としてのキャリア形成を支援する。

3. 委託期間

契約締結の日から 2027 年 3 月 31 日

4. 業務内容

別紙、業務委託仕様書による

5. 委託予定額(上限)

6,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。但し、海外で提供された役務にかかる部分は不課税とする。）

6. 応募資格

以下の要件をすべて満たすこと。

(1) 単体の場合

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- ① 企業、民間団体等、本業務に関する委託契約を神戸市との間で直接契約等できる団体であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ③ 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- ④ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- ⑤ 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- ⑥ 暴力団員が役員として経営に関与（実質的に関与している場合を含む）していないこと等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条」に該当しないこと。
- ⑦ データ処理その他情報処理を行うときには、この契約の履行に関し、本市の「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。なお、「神戸市情報

セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下のホームページを参照すること。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

- (2) 複数の事業者等により構成される共同体を代表する者の場合
構成員すべてが、上記①～⑧に掲げる要件をすべて満たしていること。

7. 履行にあたっての留意事項

本業務の履行にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 常に本市担当職員との連携を密にして業務にあたるものとする。
- (2) 業務の進捗状況については、本市担当職員の指示により適宜報告するものとする。
- (3) 業務委託仕様書に疑義が生じた場合は、本市担当職員と十分に協議するものとする。

8. 選定スケジュール

公募要領の公表：2026年7月6日（月）

参加申請関係書類・質問票提出期限：2026年7月17日（金）17時まで

提案提出期限：2026年8月19日（水）17時まで

事業者プレゼン：2026年8月27日（木）（予定）

事業者選定及び契約締結：2026年9月上旬（予定）

9. 応募手続きに関する事項

(1) 参加申請関係書類の提出

- ① 受付期間 2026年7月6日（月）から2026年7月17日（金）17時まで
- ② 提出方法 本要領に記載のEメールアドレスにデータで提出すること。
- ③ 提出書類 参加申込書（様式1号）
参加資格確認書（様式2号）
団体概要（様式3号）
神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式4号）
共同企業体結成届出書（様式5号）※共同企業体を結成する場合
質問票（様式6号）※質問がある場合

(2) 質問の受付

- ① 受付期間 2026年7月6日（月）から2026年7月17日（金）17時まで
- ② 質問方法 質問事項を質問票（様式6号）に記載のうえ、本要領に記載のEメールアドレスに送付すること。なお、電話等による質問は受け付けない。
- ③ 回答方法 参加申込者全員に対し、質問事項及び回答を電子メールで回答する。なお、質問者の氏名は公表しない。
- ④ その他 神戸市の回答は、本要領及び仕様書を補足する効力を持つ。

(3) 企画提案書・見積書の提出

①受付期間 2026年7月6日(月)から2026年8月19日(水)17時まで

②提出方法 本要領に記載のEメールアドレスにデータで送付すること。

③提出書類

A) 企画提案書(様式の定めはないが、下記の事項については必ず記載。なお、下記以外の事項についての提案については場合によっては審査上の加点事項とする。)

- ・提案書には企業名または企業が特定できるロゴ等を記載しないこと。
- ・提案書の分量はパワーポイント20ページ以内(表紙・目次を除く)とする。

a. 事業実施方法

- (ア) 現地プログラム案、現地訪問先(訪問可能な企業・団体等を記載)
- (イ) 事前研修および成果報告会のプログラム案
- (ウ) 参加者募集の計画、目標応募者数(マーケティング手法を含む)

b. 事業効果を高めるための工夫

c. 実施スケジュール

d. 実施体制(プログラムコーディネーター候補者とそのプロフィールも含む)

B) 企業、団体等の概要がわかる資料(設立趣旨、事業内容、事業実績など。様式自由)

C) 見積書及びその明細書(様式自由)

D) その他補足資料(任意、様式自由)

10. 事業者の選定方法

(1) 提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーション審査をweb会議にて実施する。詳細は参加申請者に別途通知する。

(2) 応募者多数の場合には、プレゼンテーション審査に先んじて書類審査を実施し、その結果によってはプレゼンテーション審査の対象外となる場合があることに留意すること。

(3) 事業者選定にあたっては、提案事業者名を伏せた上で、提案内容について神戸市職員が評価を行い選定する。評点については、各審査員の採点による点数が高い順に、審査員ごとに順位点を1位は1点、2位は2点と付け、順位点の合計が最も少ない提案者を契約の相手方の候補者とする。なお、開封しなかった見積額調書については、提案事業者へ返却する。

(4) 順位点が最も低い応募者が複数あった場合は、内容点のうち「業務の手法・内容・体制が優れていること」の項目における各審査員の採点の合計点が高い提案者を上位とする。

(5) 評価の視点は以下のとおり(参照:別紙採点表)。

① 業務の手法・内容が優れていること【60%】

② 当該業務を行う体制が整っていること【15%】

③ 委託業務管理上、本市の必要とする措置を適切に遂行できること【15%】

④ 地元企業であること【10%】(複数の事業者等により構成される共同体の場合は地元企業の

割合に応じて評価する。)

- (6) 契約に当たっては、業務委託予定者との協議により、契約内容や支払い方法等について決定する。なお、協議が整わない場合は、評価委員会の評点において企画提案の次点の評価を受けた事業者に変更する場合がある。
- (7) 委託契約の締結については、本市所定の「委託契約約款」に基づくものとする。
- (8) 提案事業者が1社であった場合には、評価委員会における評点が6割以上であれば業務委託予定者とする。

11. その他

- (1) 提出書類は、選定結果の如何にかかわらず、返却しない。
- (2) 提出された書類については、審査・選定以外の目的に応募者に無断で使用しない。ただし、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となるため、了承のうえ提出すること
- (3) 企画提案書の著作権は参加者に帰属する。提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の利権の対象となっているものを使用した結果生じた責任については、参加者が負う。
- (4) 企画提案書の提出後に、提案審査会への参加を辞退する場合は、速やかに「参加辞退届（様式7号）」を本要領12に記載の担当部署までメールで提出すること。
- (3) 提案書で表明された内容については、そのまま契約の基本方針となるため、実現が確約されることを表明すること。採用決定後であっても、契約段階において表明した内容に大幅な変更がある場合には、次点の提案者と契約を締結する場合がある。また、提案書に虚偽の記載をしたものは、当該業務の提案書を無効とする。
- (4) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (5) 審査結果について、本市ホームページ上に公表するとともに、応募者全員に結果を通知する。ただし、審査の内容等に関する問い合わせは受け付けない。

12. (問い合わせ・提案書送付先)

住所 〒651-0087 神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館7F

神戸市経済観光局新産業・科学技術課 担当：植木、尾野

電話 078-984-0293 FAX 078-984-0299

電子メールアドレス shinsangyosozo@city.kobe.lg.jp